

○総務省令第百号

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

総務大臣 松本 剛明

有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令

（有線電気通信法施行規則の一部改正）

第一条 有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（陸揚局における異常又は不審な事象の報告）</p> <p>第八条 法第四条ただし書の許可を受けた者のうち、その者の当該許可に係る有線電気通信設備（電気通信事業者がその一部を電気通信事業の用に供するものに限る。以下「本邦外設置有線電気通信設備」という。）の数（本邦内の陸揚地点が二以上である本邦外設置有線電気通信設備については、当該陸揚地点の数をその本邦外設置有線電気通信設備の数とする。）の本邦外設置有線電気通信設備の数の総数に対する割合が十分の一以上であるものとして総務大臣が指定するもの（以下「指定本邦外設置有線電気通信設備設置者」という。）は、その本邦外設置有線電気通信設備の本邦内の陸揚局における異常又は不審と認められる事象が生じたときは、速やかにその発生日時及び場所、概要、原因、措置模様その他参考になる事項について適当な方法により総務大臣に報告するとともに、その詳細について、その事象の発生を知った日から三十日以内に別紙様式第九により総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 総務大臣は、指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について前項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について同項の規定による指定を解除するものとする。</p> <p>3 総務大臣は、第一項の規定により指定をしたとき又は前項の規定により指定を解除したときは、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者にその旨を通知するものとする。</p> <p>第九条の二 [略]</p> <p>第九条の三 [略]</p> <p>（検査職員の証明書）</p> <p>第十条 法第六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別紙様式第十のとおりとする。</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>第十二条 [略]</p> <p>（調書）</p> <p>第十三条 [略]</p> <p>[2] 略]</p> <p>3 審査請求人又はその代理人は、電子メールの送信その他の方法により提供された当該事案の調書を読覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。</p> <p>第十四条 [略]</p> <p>別紙様式第七（第七条関係）</p> <p>本邦外設置事項書</p> <p>[1] 略]</p> <p>2 設備の使用の態様 [判る]</p>	<p>[審読]</p> <p>第八条 [同上]</p> <p>第九条の二 [同上]</p> <p>（検査職員の証明書）</p> <p>第九条 法第六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別紙様式第九のとおりとする。</p> <p>第十条 [同上]</p> <p>第十一条 [同上]</p> <p>第十二条 [同上]</p> <p>（調書）</p> <p>第十三条 [同上]</p> <p>[2] 同上]</p> <p>3 審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を読覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。</p> <p>第十三条 [同上]</p> <p>別紙様式第七（第七条関係）</p> <p>本邦外設置事項書</p> <p>[1] 同左]</p> <p>2 設備の使用の態様</p> <p>注 陸揚局に接続される電気通信設備がある場合は、当該設備の設置者、概要、設置の場所等を記入すること。</p>

【新設】

(1) 設備の設置の場所

(2) 総延長

(3) 電気通信事業の用に供する場合にあつては、当該電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量（総容量及び設置者等が保有する容量）

(4) 電気通信事業の用に供する場合にあつては、陸揚局の所有者及び管理者並びに陸揚局の管理の状況

(5) 陸揚局に接続される電気通信設備の設置者、概要及び設置の場所等

【3～8 略】

9 その他参考事項

【3～8 同左】
9 その他参考事項
【新設】

注1 設備の設置の場所については、電気通信事業の用に供する場合にあつては、複数の地点における緯度及び経度を記入すること。

2 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量（総容量及び設置者等が保有する容量）については、申請時において未確定の場合は、申請時に予想される回線容量を記載すること。

3 通信事項については、電気通信事業の用に供する場合においては、その旨を記載すること。

4 陸揚地点及び陸揚局の設置の場所については、陸揚地点の市区町村名及び陸揚局の所在地を記載すること。

5 当該設備の本邦外の地域における陸揚の許可の有無については、陸揚の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者を記載すること。

6 その他参考事項については、設備に係る建設保守に関する協定又は契約を締結する場合は、当該協定又は契約の相手方に関する事項を記載し、当該協定書又は契約書の写しを添付すること。

別紙様式第九（第8条関係）

【新設】

本邦外設置有線電気通信設備の陸揚局における異常又は不審な事象の報告

年 月 日

総務大臣 殿

報告者 郵便番号

(ふりがな)

住 所 (法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

氏 名 (共同設備の設置者にあつては、以下に共同設置者の住所及び氏名を連記すること。)

発生年月日及び時刻	
発生場所	
当該事態の全体概要	
当該事態により影響を受けた電気通信設備の概要	
措置模様 (対応状況。復旧予定日時を含む。)	
発生原因	
再発防止策	

別紙様式第十 (第10条関係)

【略】

別紙様式第九 (第9条関係)

【同左】

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第二条 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>2 前項各号に掲げる事項は、本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置される海底ケーブルについて他の設備と別に記載し、総務大臣が別に告示する細目を含むものでなければならない。</p> <p>(調書)</p> <p>第六十四条 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 審査請求人又はその代理人は、電子メールの送信その他の方法により提供された当該事案の調書を読覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。</p>	<p>第二十九条 〔同上〕</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>2 前項各号に掲げる事項には、総務大臣が別に告示する細目を含むものでなければならない。</p> <p>(調書)</p> <p>第六十四条 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を読覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。</p>

(一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正)

第三条 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令(平成二十三年総務省令第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p style="text-align: center;">(一般放送の業務の届出等)</p> <p style="text-align: center;">第一条 「略」</p> <p>2 前項の規定により一般放送の業務の届出を行う場合には、有線電気通信法施行規則第一条及び第九條並びに放送法施行規則第二百十六條の規定にかかわらず、別記第1様式の届出書にその写し一通(届出に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。))の管轄区域にわたるときは、これらの総合通信局の数と同数)を添えて、当該一般放送の業務区域(その区域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、その主たる部分)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して提出するものとする。</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(一般放送の業務の届出等)</p> <p style="text-align: center;">第一条 「同上」</p> <p>2 前項の規定により一般放送の業務の届出を行う場合には、有線電気通信法施行規則第一条及び第八條並びに放送法施行規則第二百十六條の規定にかかわらず、別記第1様式の届出書にその写し一通(届出に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。))の管轄区域にわたるときは、これらの総合通信局の数と同数)を添えて、当該一般放送の業務区域(その区域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたるときは、その主たる部分)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して提出するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に有線電気通信法第四条ただし書の許可を受けている者は、この省令による改正後の有線電気通信法施行規則別紙様式第七の書類（本邦外設置有線電気通信設備に係るものに限る。）を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

第三条 電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第四十四条第一項又は第三項の規定により届け出ている管理規程について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から令和六年四月三十日までに同条第三項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。